

行政機関の保有する個人情報保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示
請求の手續に関する省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○行政機関の保有する個人情報保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示
請求の手續に関する省令(平成二十五年経済産業省令第十四号)(第一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・1

○行政機関の保有する個人情報保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求の手續に関する省令（平成二十五年経済産業省令第十四号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十一条第三項第一号及び第二十五条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求及び行政機関非識別加工情報の利用の手續に関する省令 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律施行令第二十一条第三項第一号及び第二十五条第三項第一号に掲げる行政機関、部局又は機関（以下「行政機関等」という。）が保有する保有個人情報に係る開示請求を行う者又は行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、当該開示請求又は当該行政機関非識別加工情報の利用に係る書面に、当該開示請求又は当該行政機関非識別加工情報の利用に係る手数料（以下「手数料」という。）の納付を証明する行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手續の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書を添付しなければならない。ただし、行政機関等の事務所のうち行政機関等の長が指定したものである場合、この限りでない。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求の手續に関する省令 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関、部局又は機関（以下「行政機関等」という。）が保有する保有個人情報に係る開示請求を行う者は、当該開示請求に係る書面に、当該開示請求に係る手数料（以下「手数料」という。）の納付を証明する行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手續の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書を添付しなければならない。ただし、行政機関等の事務所のうち行政機関等の長が指定したものである場合、この限りでない。